

◇◇常勤講師・非常勤講師の種類と勤務条件等◇◇

※非常勤講師の種類・勤務時間・時給等は、令和5(2023)年度のものを。

	種類	任用期間	職務内容	勤務時間	給与・報酬等	社会保険 (健保・厚生年金)
常勤講師	産休補充	・被補充者の産前産後休暇、育児休業、傷病休暇、休職等の期間。 ・ただし、年度をまたがったの休暇・休職等が継続する教職員の補充の場合は、3月31日まで。(次年度は、改めて選考を行った上での任用とする。)※育児任期付を除く。	・基本的には、被補充者等が担当していた職務や校務分掌を引き継ぐ。 ・学級担任を担当することがある。 ・部活動の指導を担当することがある。	・1日7時間45分 ・長期休業中も勤務がある。 ・任用期間に応じた日数の年次有給休暇が取得できる。 ・忌引休暇、夏季休暇等の特別休暇を取得できる。	・月給制 ・通勤手当有 ・地域手当有 ・講師、助教諭、養護助教諭については、教職調整額と教員特別手当有。 ・事務職員、学校栄養職員については、超過勤務手当有。 ・6月1日及び12月1日に在職する場合、期末勤勉手当の支給有。 ・その他、下記の手当が付く場合がある。 住居手当 扶養手当 寒冷地手当 教員特殊業務手当	・健康保険は公立学校共済組合に加入し、年金は厚生年金に加入する。ただし、育児任期付については、医療保険、年金ともに学校共済組合に加入する。 ・本人負担分を給与から控除する。 ・採用日から退職日まで(任用期間内)が加入期間となる。 ※雇用保険は加入しない。
	育休任期付(育休補充)	・産休補充や育休補充については、被補充者の子が死亡又は養育状況に変更がある場合には、任用期間が短縮されることがある。				
	傷病補充	・傷病補充や休職補充については、被補充者が予定より早く快復し復職する場合には、任用期間が短縮されることがある。				
	休職補充	・休職補充についても、同様に任用期間が短縮されることがある。				
	介護補充	・介護補充についても、同様に任用期間が短縮されることがある。				
	内留補充	・被補充者の内地留学期間。 ・前期内留 4月1日～9月30日 ・後期内留 10月1日～3月31日				
	研修補充	・被補充者の社会体験研修期間(1年) ・6ヶ月ごとに採用辞令を受ける。				
	欠員補充	・原則、教職員に欠員が出た日から最長3月31日までの任用とする。 ・6ヶ月ごとに採用辞令を受ける。 ・採用後、学級編制基準日(4月上旬)までに児童生徒数変動し、学級減になる場合には、採用取消になることがある。 ・事務職員、学校栄養職員については、原則、通算で5年間(60月)しか任用できないが、人材確保等が困難な場合には、その限りではない。	※次の場合は任用期間中であっても退職又は免職となる場合がある。 ・心身の故障等により長期間休む場合や職務の遂行に支障がある場合 ・教育公務員としてふさわしくない行為をした場合 ※常勤の場合は、公務上又は通勤による災害を受けた場合は、地方公務員災害補償基金(公務災害)の適応になる。非常勤の場合は、労働者災害補償保険制度(労働者災害)の適応になる。 ※退職日から次の採用日までの空白期間が6日以内の場合、共済は継続取扱とする。 ⇒空白期間が7日以上の場合、原則、共済は一旦退会となる。			
非常勤講師	初任者研修後補充	4月1日～3月31日	・初任者が研修等で不在の時に、初任者に代わって、担任業務又は担当業務を行う。	・新採教諭は、1日7時間45分×11日間の範囲内 ・新採養護教諭は、1日7時間45分×14日間の範囲内 ・学校栄養職員は、1日7時間45分×10日間の範囲内	・時給2,620円 ・通勤手当相当額の費用弁償がある。	・社会保険に加入しない。 ※雇用保険も加入しない。
	免許外教科担任解消(免許解消)		・授業のみ担当する。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・教材研究の時間は含まない。	・時給2,620円 ・通勤手当相当額の費用弁償がある。	
	主幹代替業務担当教員代替(主幹代替)		・主幹教諭等の授業を10時間程度、その他の業務を15時間程度代替する。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日5時間。 ・週25時間上限	・時給1,950円 ・通勤手当相当額の費用弁償がある。	・健康保険は公立学校共済組合に加入し、年金は厚生年金に加入する。 ・本人負担分を給与から控除する。ただし、任用期間が2ヶ月未満の場合は、加入しない。 ※雇用保険も加入する。
	小中義学校非常勤講師(スマイル)		・児童生徒指導の困難な学級や学校へ配置し、学習指導や生活への適応指導を行う。 ・資料作成等、教員業務の補助も含む。	・週29時間上限	・時給1,500円 ・通勤手当相当額の費用弁償がある。	

※令和4年4月1日より、1年を超える育児休業を取得した職員の代替職員については「任期付学校職員」として採用し、採用期間は育児休業を取得する職員の承認期間中となりました。ただし、年度途中の任用替えの場合は、臨時的任用職員(育休補充)として採用となります。